

第3回 京都市人権文化推進懇話会

開催日時 平成18年8月30日(水)午後3時から午後5時まで
開催場所 京都市市民生活センター4階 研修室
出席者名 安藤座長, 坂元副座長, 青木委員, 上田委員, 栗本委員, 康委員, 杉原委員,
平田委員, 安田委員

会議内容

- ～開会～
- ～挨拶(福德文化市民局長)～
- ～資料の確認, 議題の説明～

議題1 京都市の人権施策に関する懇話会意見に対する取組・考え方について

【座長】

先ほど事務局からの説明にもあったように, 本日は大きく3つの議題がある。

まず, 3月1日の前回の懇話会では, アンケート調査の結果を踏まえ, 各委員から施策全般にわたっての意見をいただいた。事務局ではその意見を15の項目に分けて, 対応策や考え方を資料1にまとめている。本日は, 市の各担当部局からご説明いただき, さらに説明に対してコメントするのが一つ目の議題である。

それでは, 事務局からご説明いただきたい。

【事務局】

資料1は, 昨年の意識調査の結果等を踏まえ, 委員の皆様からいただいたご意見に対する現在の取組状況や考え方をまとめたものである。担当課から項目ごとに内容を説明する。

～各項目ごとに各担当課から説明～

【座長】

ただ今, 事務局や事業担当部局から, 懇話会意見に対する取組や考え方について, ご説明いただいたが, 何かご質問, ご意見があればお願いしたい。

項目No14に関連して, 従来年2回であった人権擁護委員の特設相談を毎月 to 充実されたが, 大切なのは相談の傾向の把握とその対応策であると思う。まだ一回実施されただけで効果は分からないと思うが, もう少し詳しく説明をお願いしたい。

【事務局】

相談時間は1時から4時まで、一人当たりの相談時間は1時間としている。2名の人権擁護委員に来ていただき、合計6名の相談が受けられる体制を取っている。初回の相談では、5名の申込があり全員が相談に来られた。

相談内容は法務局から詳しく聞かせてもらえていないが、今後、法務局で府市における相談内容を取りまとめたうえで、効果を見極めながら、取組をどのように発展させていくのか検討していきたい。市民しんぶんのほか、京都府では人権強調月間の取組として新聞広告などで周知を行ったが、相談者は市民しんぶんと新聞広告からの半々であった。

【委員】

学生時代に無料法律相談を実施していたが、内容は法律相談ではなく、誰かに話を聞いてほしいというものが大部分であった。今回の特設相談でもおそらく人権問題にまでいかないものもあったと思う。しかし、話をすることによって相談者が前向きに考えられるようであれば、相談者も救われるのであるから、具体的な効果として記録に残らなくても、こうした相談は続けてほしい。効果とか人権という枠にとらわれずにゆっくり話を聞いてあげる、相談者を増やしていくという姿勢で相談に臨んでいただきたいと思う。

【副座長】

項目 No 9 に関連して、DV対策として実施されている緊急一次保護施設（民間シェルター）への助成について、市内にある民間シェルターの数把握しているのか。助成の内容は家賃補助か。

【文化市民局】

市内には、補助対象としてアパート2室分の民間シェルターがあり、家賃補助を行っている。

【座長】

（別紙の石本委員の意見を紹介）

【委員】

項目 No 7 に関連して、市民の自主的な活動の支援について、市民活動総合センターの取組についてはよく耳にするが、人権啓発にかかわる補助金等の支援があればもう少し教えてほしい。

【事務局】

補助金の制度は、本市人権文化推進課のものであり、市民団体等が自主的に行う啓発活動を支援している。本市の補助制度とは別に、市民活動総合センターでは民間活動を支援

している。

【委員】

項目 No 4 に関連して、啓発事業として人を集めることや、詩や写真などの公募事業を実施することは結構な取組であると思う。また、四字熟語人権マンガはクイズ感覚で取り組めるうえに、マンガは若者にも人気がある。

啓発事業では、募集だけでなく、入選作品等を展示する場や表彰する機会を通して多くの人に見てもらう工夫も出来るかと思う。若者へのアピールが課題となるが、例えば、新風館等で展示をするなど、場所を工夫することで多くの人に話題になり、その話題を通して人権を考えるきっかけになるのではないかと感じた。

【事務局】

ご指摘のとおりであると考えている。今回の四字熟語に関しては、京都国際マンガミュージアムが今年の秋にオープンするため、常設ではなく期間限定になると思うが、ミュージアム内で作品を展示したいと考えている。また、様々な場所で展示し、見てもらうことで、来年度以降の応募にもつながるよう工夫していく。

【座長】

（別紙の石本委員の意見を紹介）

【保健福祉局】

児童養護施設は、基本的には国の措置制度に基づく施設であり、児童福祉法の基準を満たして設置されているが、ご意見にあるように虐待を受けて入所している児童の割合は年々増加している。入所児童は、日常生活・場面で問題行動を起こしてしまうことがあるが、それに対してどのようにケアするのが非常に大切である。そういう中で、児童相談所も施設と連携して児童に対する援助を行っている。

なお、児童福祉司は日々多くのケースを抱えて仕事に取り組んでいるが、児童福祉司の人口に対する設置率は、本市が政令市の中で最も高い基準である。

【委員】

京都市の児童養護施設は、私の知るかぎり全国でも稀なケースで、男性と女性の職員数が拮抗しており、男女が共に支援に当たっている施設が多い。これは、施設の職員が働き続けられる賃金水準が保障されているからではないかと思う。支援に当たる職員の人権に関しても、市の取組は進んでいると思うので、引き続き取り組めるように願います。

また、障害のある人が置かれている立場も非常に厳しい一方で、施設側もサービスの単価が低く、経営にも不安定な要素が多い。当事者の人権もさることながら、支援する側の人権も一緒に考えていただきたい。

【座長】

子育てだけではなく、痴呆症の老人の世話をする人の高齢化も進んでおり、その人達の人権を考えないといけない。市としてできる範囲で配慮をお願いしたい。

【事務局】

支援する人のことを考えなければシステム自体が崩れてくるとの重要な指摘をいただいたが、所管部局においては、日々そういった問題に向き合いながら、精一杯取り組んでいると認識している。今後とも、引き続き取り組んでいきたい。

議題2 京都市人権文化推進計画 平成17年度取組実績及び18年度事業計画について

【座長】

それでは、2つ目の議題に移る。資料2では、昨年度の取組実績と今年度の取組計画について、課題別の取組と各局区別の取組とが記載されている。事務局から簡単にご説明をいただきたい。

【事務局】

人権文化推進計画では、その進行管理について、毎年度、具体的な事業計画書を作成し、施策の実施状況の点検を行うとしており、今年度から具体的に進行管理を行う必要がある。時間の関係で、個別項目の説明は控えるが、報告書全般についてご意見ををお願いしたい。

【座長】

報告書をご覧いただいた感想やご意見があればお願いしたい。

【委員】

各事業の内容を、教育・啓発、保障、相談・救済、推進体制・職員研修の4つの枠組みで捉えられており、教育・啓発にかかわる事業が圧倒的に多いが、教育・啓発にかかわる事業に対する評価が弱いと感じた。

効果的な啓発手法を検討するためには、多岐にわたる啓発事業を散発的にやるだけではなく、どういう事業が実際に効果があったのかを精査する必要があると思う。データになると参加人数を指標として用いることになるのが現状であると理解しているが、各局・区における事業について、時期や講師などでロスが多いので、細かい事業を集めた報告ではなく、それを分析・評価し、今後の改善につなげていくという展開を今後の懇話会の中でぜひ聞かせていただきたい。

【事務局】

ご指摘のとおりだと考えている。本市では様々な切り口で啓発事業を実施しているが、全体的にトータルで計画立てて実施し、その状況を把握することが現状では足りていないと感じている。このため、各人権課題は分かれているが、人権文化推進課で集約していく役割を担っているの、市トータルで人権啓発に取り組んでいきたい。

【座長】

ご意見にもあったが、人権事業の効果測定は非常に難しい。定量的に出せる事業はいいが、そうでない場合は難しい。各事業は過去から未来に継続しているものであるため、細かく切って評価しなければ、次年度以降にどう改善していくのか見えにくい。

この懇話会では人権全般についての意見を依頼されている。年によって人権に関する力点の置き方が変わっても良いが、総花的、一般論で終わるのはもったいないので、会議の持ち方、枠組みも考えていただきたい。

【委員】

事業計画書を拝見して、非常に多くの事業を実施されていることに驚かされた。これまで参加する機会、目を通す機会はあまりなかったが、感心したというのが第一印象である。

17年度から18年度を見ると、ほとんどは「継続」事業となっており、これは良い事業であるから継続するのだと思う。「改善等」事業も何箇所が見られたが、意味・効果がなかったという事業があれば廃止すべきであると思う。また、今年度の新規事業として14事業を計画されていることは評価したいと思う。

是非参加したいと思う事業もいくつもあったので、市民しんぶんをはじめ、各事業の周知をお願いしたい。

【事務局】

確かに市民啓発分野が多くなっているが、体制整備に関連しては、庁内の推進体制である人権文化推進会議に全区・支所長を構成員に加え、すべての幹部職員を要した会議に拡充を図った。

また、人権啓発の取組についても、人権文化推進課が庁内のまとめ役となれるように、課長級の啓発部会を設置し、これまで各部局が個別に実施していた事業の情報を人権文化推進課で掌握、調整できるように取り組んでおり、来年度から軌道に乗せたいと考えている。年度当初に全体の計画を立てて、啓発の力点・メリハリを付けるとともに情報を共有するなど、推進計画の具体化に取り組んでいるところである。また、把握した情報は区役所にも提供し、十分な情報を持った上で事業が企画できるように取り組んでいきたい。

【委員】

教育委員会でも人権教育を重要な柱に掲げて取り組んでおられるが、人権文化推進計画や懇話会の議論と小学校の教育現場での取組とに温度差があるようで戸惑っている。ジュニア京都検定は全市的な教育の取組であるが、人権教育の視点が欠けている。人権文化推進に一番大切な取組は教育・啓発であると思うので、学校教育の中で人権教育が大切にされるよう教育委員会と各人権施策をタイアップさせ、歩調を揃えて取り組んでいただきたい。

また、外国人問題に関しても、資料では国際理解教育という言葉が使われているが、教育委員会では外国人教育とされているなど分離しているように思う。

【事務局】

人権啓発の取組は効果が見えにくく、息の長い取組が必要であると考えている。それぞれ様々な領域において啓発活動が進められているが、今年の活動がすぐ来年につながるかと言われれば、啓発は人の機微に触れるものであり、形としては表れにくいものである。事業に参加された方の意識を問うことはできるが、いかに参加者を増やし、それぞれの方々が実践していただくかにかかっている。

人権問題全般を捉えた場合、人権教育国連10年京都市行動計画の策定以降、人権感覚を生活に根ざしたものにするため、様々な仕掛け・工夫で取り組んできた。また、教育委員会では教職員の研修はもとより、カリキュラム等を通して人権を大切にしていける取組を進められており、今後も十分に連携を取りながら取り組んでいきたい。

【教育委員会】

教育委員会においても人権文化推進計画に基づき、学校での取組を進めている。さらに、本年4月には、学校における人権教育の重点課題として、男女平等教育、総合育成支援教育、同和教育、外国人教育の4つを掲げた人権教育指導資料集（参考試案）を各学校に配布している。各学校において資料集を活用しながら子どもへの指導を進めていきたいと考えている。資料集には指導例等も掲載しており、各学校の地域性や実態に合わせて工夫し、学校独自の指導資料集も作って指導するよう働きかけている。

国際理解教育について、教育委員会では平成4年に外国人教育方針を出しており、その中でも国際協調の精神を掲げており、大きく言えば外国人教育の中で国際理解教育も取り組んでいる。

【座長】

教育委員会は京都市の中でも独自性が強い組織であるが、人権文化の構築に向けては、市の関連部局としっかりと連携を図り、実践に移していただきたい。

議題3 人権擁護委員による特設相談の実施について

【座長】

それでは、3つ目の議題に移る。今月から充実された人権擁護委員による特設相談の内容について、事務局から簡単にご説明いただきたい。

【事務局】

それでは、3つ目の議題について説明する。京都地方法務局、人権擁護委員、京都府、本市で構成する「京都人権啓発活動ネットワーク協議会」の連携協力により、これまで年に2回実施してきた人権擁護委員による特設相談を8月から毎月1回、原則第4木曜日に実施し、取組を充実するものである。今後も毎月市民しんぶんやホームページに掲載する。特設相談は府市協調で実施し、京都府下においても実施される。来年の2月から3月頃に半年分の実績を見ながら、先ほどの気軽に相談できる場所が必要であるという御意見も踏まえながら、今後の取組について中間的にまとめていきたい。

【座長】

人権擁護委員による特設相談について、事務局からご説明いただいたが、何かご質問、ご意見があればお願いしたい。

【委員】

宇治市の市民しんぶんでは、人権擁護委員の氏名や住所、連絡先が掲載されているが、京都市でもこうした掲載をされているのか。相談に行けず電話をかけてこられた人には何らかの対応をされているのか。

【事務局】

本市ではそうした掲載はしていない。各地域においてどなたが人権擁護委員か分からない中で、どうやって相談に行くのかという問題がある。その一方で、個人情報保護の問題も現在では慎重に考える必要があるのかもしれない。

法務局による常設相談でも相談件数が伸びておらず、本市の特設相談も実施していることすら分からないようでは、相談につながっていかないので、周知の方法について工夫する必要があると考えている。

【委員】

人権擁護委員による相談ではないが、大阪府では人権センターなどが実施している人権相談の際に手話通訳を行っているというチラシを見たことがある。人権に係る相談ということであれば、事前申込で手話通訳の対応が出来るとか、外国籍市民に特化した相談日を設けて通訳の対応を行うことなどを併せて周知することで、市民により利用しやすくなる

と思う。

【事務局】

現在，手話通訳等についても準備できていない。今後，検討の中に入れていきたい。

【座長】

外国籍市民に関して，在日一世の場合は，読み書きを習う時間がなかったこともあり，通訳がないと相談に行きにくいのでご配慮いただきたい。

【委員】

実際に人権侵害を受けていても，DVなどでは本人が人権侵害を受けていると認識されていない場合もあると思うので，市民しんぶんでも人権相談があるというだけでなく，具体的な相談事例を紹介することによって，利用が増えるのではないかと思う。

人権というと堅苦しいイメージがあり，難しい問題でなければ相談に行けない気がするので，もう少し市民サイドに立った周知・アピールの方法を考えていただきたい。

【座長】

先ほどの委員の話にもあったが，相談のほとんどは話をすることで本人は救われた気がする。効果として残りにくくても，聞くあるいは話すという相談の機会そのものが重要である。また，相談事例を紹介するなど，相談する側の目線に立ったPRの仕方を是非試していただきたい。

【委員】

子どもを取り巻く環境は，家庭や学校現場では難しい状況にあり，最近，悲惨な事件も多い。人権相談ではなくても，公の場所で子どもの訴えを聞いてあげられる，子どもが自由に相談ができる駆け込み寺のような場所があればありがたい。

【座長】

悩んでいる子どもが中にこもることが少ないような環境をどうやってつくるか。先生方も現場で悩んでおられると思うが，公のシステムが吸収できるような体制をどう作るか，柔軟に考えていただきたい。

その他

【座長】

その他の議題について，事務局からご説明をいただきたい。

【事務局】

大学・研究機関との連携については、人権文化推進計画においても、一つの項目として掲げている。京都の特徴でもある大学の集積や人権にかかわる研究所である世界人権問題研究センターをどのように活用、連携を図り、若者等への啓発につなげていくのか。

具体化はこれからであるが、何か参考となる御意見をいただきたいと考えている。

まず、議論の手がかりとして世界人権問題研究センター事務局に来ていただいているので、取組事例を紹介させていただき、議論をお願いしたいと考えている。

～世界人権問題研究センターから取組事例を紹介～

【座長】

事務局から、ご説明いただいたが、大学の研究が行政の行う施策にどの程度活用できるのか、あるいは大学や研究機関における研究成果の市民への還元などについて、何かご質問、ご意見があればお願いしたい。

【委員】

私自身は花園大学で勤務しており、その立場から意見を申し上げる。

大学との連携について、良いアイデアは思い浮かばないが、花園大学では、京都市から送付いただいた資料や世界人権問題研究センターに関するものは掲示しているほか、男女共同参画に係る意見募集等も学生の目に入る場所においている。

ただ、学生自身が見ているのかは若干危ういものがあるが、実際に学生の立場でこういうことが重要であるとか、こういうふうに入権に関してしっかり考えることが大事であるとかといった意味では、強いメッセージにはなっていると思う。短期的な効果は難しいかもしれないが、意識の高揚や問題の重要性に関しては、ゆっくりではあるが認知していくと思うので、急な進展はなくても、様々な出版物や広報等については、引き続き大学への送付をお願いしたい。

これは特設相談についても同じことが言えると思うが、実際に相談に至らずに我慢されてしまうこともあると思う。実際の相談が大切ではあるが、相談体制が整っているということは市民に対する安全保障という面も十分あると思う。

【副座長】

世界人権問題研究センターではボランティア人権ガイドの育成と認定を受けたガイドが活躍しているという説明があった。資料2の事業計画の中にも、女性に関して、被害者支援ボランティア講座とあるが、これは単にDVの問題の所在を知るだけではなく、ボランティアになるための必要な知識を段階的に身に付ける講座であろうと思う。また、人権学習会の中で認定されている人権啓発コーディネーターについても同じことであろう。

このように、多くの方に人権問題を知ってもらうという教育・啓発も重要であるが、人

権問題を知るという入口にとどまらず、知識を活用して人権を守る担い手を育てていくという意味で、こうした講座的なものを提供することはかなり重要である。

【座長】

現在の世界人権問題研究センターは、ビルの一部を借りており手狭なことや、専門図書は多いが、開館時間が限られていることなど、大学の学生へのPRは不十分である。

【委員】

世界人権問題研究センターの賛助会員の数はいくつくらいか。

【事務局】

本年3月末現在で、個人会員は59名、法人会員は43となっている。

【座長】

世界人権問題研究センター事務局では、会員の確保に力を入れているが、個人会費が高いのではないだろうか。学生にしても千円ならもっと増えるのではないかと考えている。センターにおいても工夫する必要がある。

これで本日の議題は終了としたいと思うが、本日の意見の補足や後ほど気づかれ点があれば、事務局まで連絡いただければと思います。それでは全ての議題が終わりましたので、進行をお返しする。

【事務局】

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

この懇話会では、人権全般を守備範囲としており、焦点を絞った議論は各担当部局の外部機関で行っているなど、懇話会や議論の持ち方が難しい。委員の皆さまには情報提供をしっかりと行い、関係資料などを送付させていただいているが、範囲が広いため、今後は、テーマを絞った議論をお願いしたいと考えている。

本日の懇話会これで終了とするが、本日の議題に関わらず、ご意見、ご質問等があれば、随時、事務局までご連絡をお願いします。

～閉会～